

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月12日	
沖縄県知事 玉城康裕 殿	
	提出者 住 所 沖縄県那覇市字寄宮173番地 氏 名 山城正守 氏名 株式会社山城生コンクリート工業 代表取締役 山城正守 電話番号 098-937-5819
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	(株) 山城生コンクリート工業 (中部工場)
事業場の所在地	沖縄県沖縄市知花3-13-1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	その他製造業 (生コンクリート)
② 事業の規模	5004万
③ 従業員数	25名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	資料1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 資料2				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	戻りコン 残コン	コンくず	スラッジ水
	排 出 量	614 t	4332 t	2687 t
	（これまでに実施した取組） 生コンクリート発注時の残コン抑制（数量調整） 残コン、戻りコンの有効利用（1トンプロック製造） スラッジ水の利用（生コンクリート練り混ぜ水） 再生路盤材に再利用			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	残コン、 戻りコン	コンくず	スラッジ水
	排 出 量	t	6000 t	4000 t
	（今後実施する予定の取組） 生コンクリート発注時の残コン抑制（数量調整） 残コン、戻りコンの有効利用（1トンプロック製造） スラッジ水の利用（生コンクリート練り混ぜ水） 再生路盤材に再利用			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリートくず スラッジ水			
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリートくず スラッジ水			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	4332 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4332 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) (株) 山城碎石鋳業で 再生路盤材に再利用		

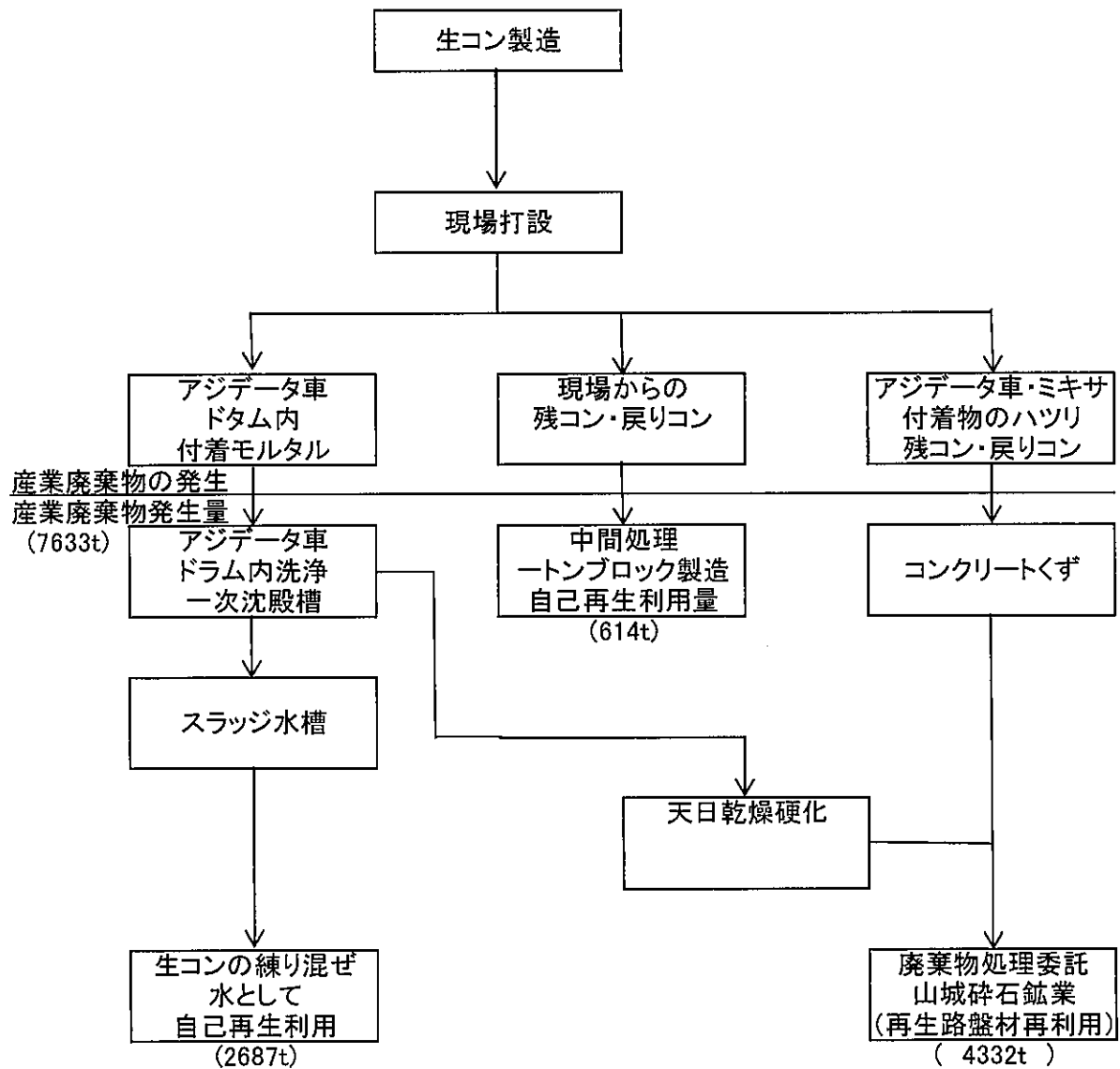
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全 処 理 委 託 量	5000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) (株) 山城碎石鋳業で 再生路盤材に再利用		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

残コン・戻りコン及びスラッジ水の減量化と再利用の概要
フローチャート図

資料 1



産業廃棄物処理等 管理体制図の概要（戻り、余りコン・コンクリート屑・スラッジ水共通）

1. 適用範囲

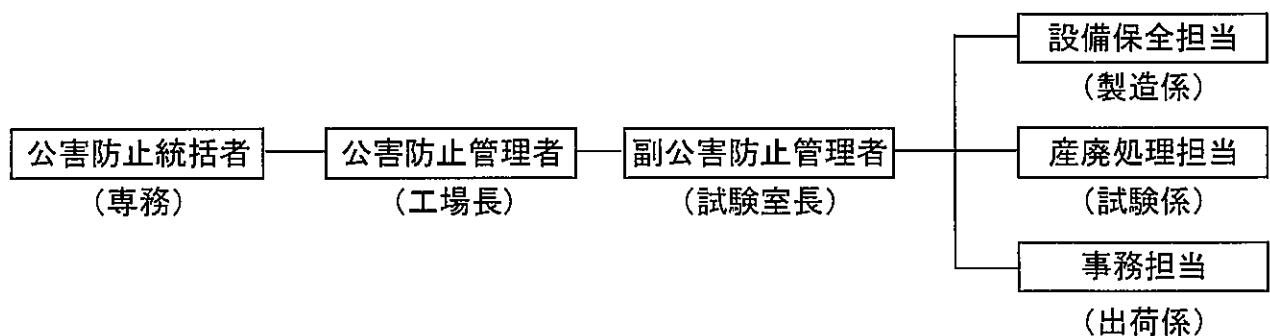
この規定は、当工場において製造するレディーミクストコンクリートの製造作業に伴う公害防止管理について定める。

2. 目的

工場の操業に伴う粉塵、排水、振動、騒音、廃棄物に対し適切な施設保全管理により、未然に公害の発生を防止する事を目的とする。

3. 組織

目的を達成するために、組織は次のとおりとする。



4. 職務内容

1) 公害防止統括者

公害防止のために必要な業務が適切かつ円滑に実施されるよう所要の処置を講じ、かつ、その実施状況を監督する事によって業務を統括する。

2) 公害防止管理者(工場長)

公害防止統括者の指示を受け公害防止業務の指導監督にあたる。

3) 副公害防止管理者(試験室長)

公害防止管理者を補佐する。

4) 設備保全担当

公害防止管理者の命を受け、排水設備・振動・騒音・粉塵発生施設の管理保全にあたる。

5) 産業廃棄物処理担当

公害防止管理者の命により、工場内で発生する産業廃棄物の管理及び処理を担当する。

6) 事務担当

公害関係書類の届出、その他係に属さないものを担当する。